

◎新潟県告示第1623号

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定により、次のとおり処分した。

平成26年12月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日
平成26年11月18日
- 2 処分をした建築士の氏名
小田原 辰己
- 3 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 4 登録番号
第15124号
- 5 処分の内容
戒告
- 6 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において二級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第2号の規定による二級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成26年3月19日まで、株式会社匠・小山住建（新潟県知事登録(イ)第9555号）に属した。

- 1 処分をした年月日
平成26年11月18日
- 2 処分をした建築士の氏名
青木 勲
- 3 二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 4 登録番号
第5016号
- 5 処分の内容
戒告
- 6 処分の原因となった事実

建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において二級建築士試験に合格しており、同日から平成24年3月31日までの期間において建築士事務所に所属していた二級建築士であって、同期間に建築士法第22条の2第2号の規定による二級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第2条第2項において準用する同条第1項の規定により、平成24年3月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、平成24年4月1日から同講習を受けた日の前日の平成25年4月24日まで、アオキ建築設計事務所（新潟県知事登録(ロ)第9245号）に属した。